

住民監査請求の受理及び陳述の実施について

浜松市監査委員は、地方自治法第 242 条第 1 項による住民監査請求を令和 6 年 11 月 25 日付けで収受し、12 月 5 日に受理しました。

また、これに伴い、地方自治法第 242 条第 7 項及び第 199 条第 8 項に基づく請求人及び所管課職員の陳述を実施します。

1 請求人 A 氏

2 請求の対象

不動産の鑑定評価に伴う一般財団法人日本不動産研究所浜松支所に対する報酬について、支払日が令和 5 年 11 月 29 日の 404,800 円の支出(以下「本件報酬 1」という。)及び支払日が令和 6 年 2 月 21 日の 695,200 円の支出(以下「本件報酬 2」という。)

3 請求の要旨

- (1) 本件報酬 1 及び本件報酬 2 について、違法及び不当な鑑定評価書を受領し、報酬を支払っており、違法及び不当
 - ・不動産の鑑定評価に関する法律に反する違法
 - ・不動産の鑑定評価に関する法律施行規則に反する違法
 - ・不動産の鑑定評価基準・留意事項等に反する違法
 - ・民法に反し違法
 - ・国土交通省の行政指導に反し違法及び不当
- (2) 一般財団法人日本不動産研究所浜松支所に偏った発注をし続けて、中小企業の育成を怠ってきた浜松市の行為が、調達方針の「基本方針」に反し、違法及び不当
- (3) 一般財団法人日本不動産研究所浜松支所に偏りの発注をし続けてきたことが、「浜松市中小企業振興基本条例」に反し、違法及び不当
- (4) 本件報酬 2 は、用対連の申合せ(報酬基準)に従わず、勝手な解釈で依頼書に反する形で報酬額を変更するよう話があり、職員が報酬基準に反し 518,100 円余計に支払っており、地方公務員法違反

4 監査委員に求める措置

本件住民監査請求では、監査委員に対して、次の措置を求めている。

- ・報酬額全額の返金を請求せよ。
- ・報酬額全額の返金がかなわないなら、その次として 518,100 円の返還を請求せよ。
- ・報酬基準に従わず、不誠実な鑑定評価業務によって、職員を惑わした不動産鑑定士がいた一般財団法人日本不動産研究所浜松支所に、二度と発注しないこととせよ。

- ・浜松市中小企業振興基本条例に従っていない業者に、発注することをやめるととせよ。
- ・報酬基準に反し、余計に報酬額を請求してくる業者に発注するなど、浜松市の行為として、絶対にあってはならないことであり、二度と愚かな過ちを繰り返さないよう、胸に、脳裏に、パソコンに、データに、紙の記録に、監査結果に、後輩の職員たちにも絶えることなく継承できるように、あらゆる機会をとらえて刻み付けることとせよ。
- ・浜松市中小企業振興基本条例に従い、中小企業者の受注機会の増大に努めた結果がなければ、中小企業者以外にも発注できないよう、浜松市職員に条例遵守を徹底させることとせよ。

5 陳述の実施

(1) 実施日等について

- ・日時：令和 7 年 1 月 7 日(火)

~~第 1 回 請求人~~

~~10 時 00 分開始~~

第 2 回 所管課職員

11 時 00 分開始

- ・場所：市役所本館 8 階 第 4 委員会室

- ・内容：~~第 1 回 請求人による請求内容とその補足説明及び監査委員からの質疑~~

第 2 回 監査委員からの質疑

(2) 一般傍聴について

- ・傍聴人の定員：各回 10 人
- ・傍聴の手続：陳述の傍聴を希望する一般傍聴人は、受付手続をしてください。
この受付は、各回の陳述の開始 15 分前から開始し、先着順となります。
- ・注意事項：傍聴者受付に掲示する留意事項(資料 1)を順守されない方は、退場していただくことがあります。

(3) 取材を希望される場合について

- ・取材される場合は、当日、直接会場へお越しく下さい(会場入り口の受付名簿への御記入をお願いします。)
※会場の準備の都合上、事前連絡が可能な場合は御連絡をお願いします。
- ・撮影は、各回の冒頭のみ可とします。
- ・録音は、各回の陳述開始から終了まで可とします。

6 今後の予定

請求人の陳述、監査結果の決定を経て、住民監査請求の収受日の翌日から起算して 60 日以内(令和 7 年 1 月 24 日まで)に請求人への通知等を行います。

住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。

